

コスモスひろば

No.11

「相続情報一覧図」が便利って 何がどう便利なんですか？



「法定相続情報一覧図」とは、法務局が作成する相続人全員を1枚(複数も有)の紙面で証明できる書類(発行されるものは写し)です。この書類は、複数枚取得でき、銀行等の相続手続き時に戸除籍謄本等の束のかわりに提出ができます。提出者、提出される機関ともに手続きが簡略化できる、非常に便利な書類です。

法務局のHP記載には、「現在、相続手続では、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口へ何度も出し直す必要があります。法定相続情報証明制度は、登記所(法務局)に戸除籍謄本等の束を提出し、併

せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。」と説明があります。

繰り返しになりますが、「法定相続情報一覧図」を作成、その写しを複数枚取得することにより、銀行、証券会社、保険会社等の手続きでの提出する書類が大幅に簡略化することができ、また、複数機関での同時手続きも可能になります。

但し、提出先機関がこの制度に対応しているのかどうか、事前の確認は必要です。

また、この制度の具体的な手続きは、①必要書類(戸籍等)の収集、②法定相続情報一覧図の作成、③申出書の記入、登記所への申出、になります。利用ができる方(=申出人となることができる人)は、被相続人の相続人(又はその相続人)です。委任によって代理人に依頼することもできます。委任による代理人については、親族のほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に依頼することができます。

相続のお手続きを少しでもスムーズにすすめるためには、「法定相続情報一覧図」の作成は非常に有効な方法です。お早めに行政書士等にご相談してください。

(行政書士兼FP 飯田 利治)

日本人の妻という在留資格は 夫が亡くなったらどうなるの？



日本人が国際結婚をした場合、外国籍の配偶者は、「日本人の配偶者」という在留資格を取得して日本で生活することができます。

今回のケースのように、日本国籍の夫と死別したとき、外国籍の妻は日本で生活を続けることができるのでしょうか。在留資格は、日本でいう活動と一致している必要があるため、配偶者の他界後も日本で生活を続けるためには、在留資格の変更手続き(在留資格変更許可申請)をする必要があります。

配偶者の他界というただでさえ大変な時期ではありますが、相続に加えて、以

下のような在留資格に関する手続きについても心の準備をしておく、いざというときのご負担が少し軽くなるかもしれません。

1. 配偶者に関する届出

まず、日本国籍の配偶者がお亡くなりになった日から14日以内に、死別年月日を記入した届出書を入国管理局に提出します。

2. 在留資格の変更手続き

死別後6か月が経過するまでに、在留資格変更許可申請書類を入国管理局に提出します。

では、どのような在留資格に変更する

ことができるのか、一例をご紹介します。

①定住者

日本人の未成年の実子を扶養している場合や、結婚期間が長期間であった等、特別な理由がある場合に認められます。就労制限がないため、ご希望される方が多い在留資格です。

②技術・人文知識・国際業務

学歴等をいかして就職している場合に、就労が認められる在留資格です。

「日本人の配偶者」という在留資格から、どの在留資格に変更するかによって、審査のポイントや申請書類が異なりますので、お手続きでお困りの際は、行政書士等の専門家にお気軽にご相談ください。

(行政書士 栗村 奈見)

行政書士 飯田法務経営事務所
行政書士 飯田 利治

〒278-0022 野田市山崎 2635-7H・M レジデンスA棟315
電話 050-3748-0163 FAX 050-3588-8093
<https://tiida168.jimdofree.com>



野田市
山崎

ミモザ行政書士オフィス
行政書士 栗村 奈見

〒270-2261 松戸市常盤平6丁目
電話 070-8333-7286



松戸市
常盤平

